

注: 本資料は Deloitte & Touch LLP が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版については有限責任監査法人トーマツにお問合せください。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、英語版ニュースレターの補助的なものです。あくまで英語版が(正)となります旨、ご了承下さい。

クリス・クライダーマン、スティーブン・マッキニー、ボブ・ウール  
デロイト&トウシュ LLP

## 目次

- ・ EITF 16-A「**用途制限付預金**」
- ・ 事務的事項

今回の EITF Snapshot は、2016 年 3 月 3 日に開催された発生問題専門委員会(EITF、以下「専門委員会」)の会合を要約したものである。専門委員会の当初の合意(「公開のための合意<consensus-for-exposure>」)は米国財務会計基準審議会(FASB)の承認後、一般コメントの募集のために公開される。専門委員会はコメント期間終了後、寄せられたコメントを検討し、最終合意に達するために、予定されている会合で問題点を再審議する。これらの最終合意はその後、最終承認を得るため FASB に提出され、最終的に会計基準アップデート(ASU)として発行される。

FASB は、専門委員会の 2016 年 3 月の公開のための合意を、近い将来開催する会合において承認のため検討することを計画している。当該会合後、FASB の承認プロセスの結果を含む専門委員会の公式議事録はデロイトの [Technical Library](#) および [FASB のウェブサイト](#) に掲載される(専門委員会の公式議事録には、本発行物と異なる詳細が記載されている可能性があることに注意)。EITF Issue の要約(会合前に公表され、議論の枠組みとして用いられる)もこれらのサイトで参照できる。

## EITF 16-A「**用途制限付預金**」

**現状:** 公開のための合意

**対象:** キャッシュ・フロー計算書を作成するにあたり、用途制限付預金および用途制限付預金同等物がある事業体

**背景:** キャッシュ・フロー計算書における用途制限付預金の分類はそもそも、他のキャッシュ・フロー関連事項 8 点と併せて EITF 15-F で検討されていた<sup>1</sup>。2015 年 11 月の会合にて専門委員会は、用途制限付預金のキャッシュ・フロー区分に関連する実務上のばらつきを個別に検討することを決定し、他の検討事項について公開のための合意に達した(その後 FASB は、それら 8 つのトピックに関して [ASU 案](#)<sup>2</sup>を発行した。詳細については 2016 年 2 月 4 日付デロイトの [Heads Up](#) を参照のこと)。

**要約:** 今回の会合にて専門委員会は、事業体は用途制限付預金および用途制限付預金同等物とみなされる金額を、キャッシュ・フロー計算書の現金および現金同等物の残高に含めるべきであるという公開のための合意に達した。さらに専門委員会は、キャッシュ・フロー計算書または財務諸表の脚注のいずれかにおいて、事業体は、キャッシュ・フロー計算書内の現金および現金同等物の金額と、財政状態計算書に表示している金額との間にある相違を(これらの金額が表示されている勘定科目の特定を含め)リコンサイルすべきであるという結論に達した。また事業体は、用途制限付預金および用途制限付預金同等物にみなされる金額に係る制限の性質と種類を開示することが求められる。専門委員会は、用途制限付預金および用途制限付預金同等物の定義はしないことを決定した。

**発効日および移行:** 専門委員会は、このガイダンスは全表示期間に遡及的に適用すると決定した。

**次のステップ:** 専門委員会は、今後の会合で発効日について協議する予定である。

<sup>1</sup> EITF 15-F「キャッシュ・フロー計算書:一定の現金受取・支払の分類」

<sup>2</sup> FASB は会計基準アップデート案「一定の現金受取・支払の分類」(FASB 発生問題専門委員会の合意)

編集者注:2016 年上期に FASB はディスカッション・ペーパーを公表し、次を含む ASC 230<sup>3</sup>の改善案について関係者から意見を募集する見通しである:(1)キャッシュ・フローのさらなる分解、(2)営業活動、投資活動、および財務活動の定義の修正、(3)現行の定義を維持しつつ、各種キャッシュ・フロー活動の分類に関する追加指針を盛り込むこと。

東部夏時間(EDT)の3月15日午後2時から、FASBが新たに公表したリース基準に関してデロイトのDbriefsウェブキャストを配信予定。ぜひご覧ください。

## 事務的事項

EITF 会合にて SEC スタッフは、コーディフィケーション内の次の(EITF 会合での SEC オブザーバーによる意見に基づく)SEC ガイダンスを廃止すると発表した:

- [ASU 2014-09](#) の採用をもって:<sup>4</sup>
  - ASC 605-20-S99-2(旧 EITF 91-9<sup>5</sup>)
  - ASC 605-45-S99-1(旧 EITF 00-10<sup>6</sup>)
  - ASC 605-50-S99-1(旧 EITF 01-9<sup>7</sup>)
  - ASC 932-10-S99-5(旧 EITF 90-22<sup>8</sup>)
- [ASU 2014-16](#):の採用をもって:<sup>9</sup>
  - ASC 815-10-S99-3(旧 EITF トピック D-109<sup>10</sup>)

EITF の次回意思決定会合は暫定的に 2016 年 6 月 10 日に予定されている。

<sup>3</sup> FASB 会計基準コーディフィケーション(ASC)の表題については、デロイトの「[FASB 会計基準コーディフィケーションのトピックおよびサブトピックの表題](#)」を参照。

<sup>4</sup> FASB 会計基準アップデート第 2014-09 号「顧客との契約から生じる収益(Revenue From Contracts With Customers)」

<sup>5</sup> EITF 91-9「サービス提供完了前の貨物取扱サービスに係る収益及び費用の認識(Revenue and Expense Recognition for Freight Services in Process)」

<sup>6</sup> EITF 00-10「発送手数料・コストの会計処理(Accounting for Shipping and Handling Fees and Costs)」

<sup>7</sup> EITF 01-9「ベンダーから顧客に提供された対価の会計処理(Accounting for Consideration Given by a Vendor to a Customer)」

<sup>8</sup> EITF 90-22「ガス開発均衡協定の会計処理(Accounting for Gas-Balancing Arrangements)」

<sup>9</sup> FASB 会計基準アップデート第 2014-16 号「株式の形態で発行されたハイブリッド金融商品に含まれる主契約が負債と株式のいずれにより類似しているかの決定(Determining Whether the Host Contract in a Hybrid Financial Instrument Issued in the Form of a Share Is More Akin to Debt or to Equity)」(FASB 発生問題専門委員会の合意)」

<sup>10</sup> EITF トピック D-109「株式の形態で発行されたハイブリッド金融商品に関する主契約の性質の FASB 基準書第 133 号に基づく決定(Determining the Nature of a Host Contract Related to a Hybrid Financial Instrument Issued in the Form of a Share Under FASB Statement No. 133)」

## 登録

EITF Snapshot およびその他の会計に関するデロイトの出版物を希望される方は、以下の[ウェブサイト](http://www.deloitte.com/us/subscriptions)にご登録ください。  
[www.deloitte.com/us/subscriptions](http://www.deloitte.com/us/subscriptions)

## 財務責任者のための Dbriefs

Dbriefs へぜひご参加ください。Dbriefs はデロイトのウェブキャスト・シリーズで、重要な問題を常に把握しておくために必要な実務戦略を提供するものです。以下のトピックに関して「財務責任者」シリーズに提示されるウェブキャストの貴重なアイデアや重要な情報にアクセスしてください。

- 事業戦略および税務
- 企業価値の強化
- 財務報告
- 税務目的の財務報告
- ガバナンス、リスクおよびコンプライアンス
- テクノロジー
- 取引およびビジネス・イベント

Dbriefs は、CPE クレジット取得のための便利で柔軟な方法も提供します。次回のウェブキャストにつきましては、以下のウェブサイトをご覧ください。Dbriefs にご登録ください。[www.deloitte.com/us/dbriefs](http://www.deloitte.com/us/dbriefs)

## Technical Library と US GAAP Plus

デロイトはご登録いただいた方々を対象に、会計や財務開示に関する資料のオンライン・ライブラリーへのアクセスを提供しています。Technical Library: Deloitte Accounting Research Tool と呼ばれるこのライブラリーには、弊社の会計および SEC マニュアルならびにその他の会計および SEC の解釈指針のみならず、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、IASB、SEC の資料などが含まれています。

営業日ごとに更新される Technical Library は使いやすくデザインされており、ナビゲーションシステムは強力な検索機能を備えているため、いつでも、どのコンピューターからでも瞬時に情報を入手することを可能にします。また、Technical Library 登録者には、ライブラリーへの最新の情報をハイライトした週報「Technically Speaking」をお送りします。登録やオンライン上のデモンストレーションなどの詳細については、デロイトのウェブサイト <http://www.deloitte.com/us/techlibrary> をご覧ください。

また、会計に関するニュース、情報、米国 GAAP に重点を置いた出版物を提供する無料のウェブサイト「[US GAAP Plus](#)」もご覧下さい。FASB の活動に関する記事や FASB 会計基準コーディフィケーション™ のアップデートのほか、PCAOB、AICPA、SEC、IASB、IFRS 解釈委員会などの他の米国内および国際的な基準設定機関と監督当局の動向を掲載しています。ぜひ、ご利用ください。

デロイトトーマツ グループは日本におけるデロイトトウシュートーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング 合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザリー 合同会社、デロイトトーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じて、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 225,000 名を超える人材は、「making an impact that matters」を自らの使命としています。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を興にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2016. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited